

第25回士幌町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年7月8日(月)午後13時30分から午後13時45分

2. 開催場所 士幌町役場庁舎2階 庁議室

3. 出席委員(14人)

会 長		渡 邊 睦 実
会長職務代理者	1 番	森 本 耕 二
委 員	2 番	佐 藤 輝 実
〃	3 番	足 立 雅 人
〃	4 番	渡 邊 一 元
〃	5 番	山 内 徳 彦
〃	6 番	香 川 国 彦
〃	7 番	上 山 靖
〃	8 番	中 田 義 弘
〃	9 番	小 野 寺 保
〃	10 番	後 藤 範 雄
〃	11 番	河 村 繁 美
〃	12 番	七 條 光 寛
〃	13 番	遠 藤 政 雄

4. 議 事

第1 議事録署名委員の指定

11 番	河 村 繁 美
12 番	七 條 光 寛

第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地等のあっせん申し出について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	角 田 淳 二
農地兼振興係長	飯 島 康 孝
事務局職員	本 田 莉 菜

6. 会議の概要

事務局長 (角田局長)	ただいまより第25回土幌町農業委員会総会を開催いたします。 なお、本日の総会出席委員ですが14名全員出席いただいておりますので定則数に達しており、本総会が成立することをご報告いたします。 それでは、農業委員会憲章を斉唱しますので、ご起立ください。
全員	【土幌町農業委員会憲章を斉唱する】
事務局 (角田局長)	ありがとうございました。 続きまして、渡邊会長からご挨拶をお願いいたします。
渡邊会長	皆さん、こんにちは。 7月になりまして総会出欠簿の押印も残り12回となり、私たちの任期もあと1年になりましたが、残り1年もよろしくお願ひします。 また、巷では参議院選挙と言うことで今日は鈴木宗男さんがマイクで走っておられましたし、この後は橋本聖子さんもいらっしゃるそうです。また、本日3時過ぎには役場前に原谷さんも来られるとのこと。今回の選挙は今までの安倍政権への審判と言うように新聞では書かれておりますが、どのような結果になるか気になるところであります。 また、会務報告でもありますが6月19日の北海道農業者年金協議会総会におきまして、昨年につき本年も土幌町は女性加入の部で全国3位、一般の新規加入者の部門では全国10位と言うことで表彰を受けました。これは皆さんの協力の賜と感謝しております。また、本年も農業者年金につきまして皆さんにも周知をして頂きますようお願いいたします。本日もよろしくお願ひいたします。
事務局 (角田局長)	ありがとうございました。 以降の議事の進行につきましては、規定によりまして会長が務めることになっておりますので渡邊会長よろしくお願ひします。
渡邊議長	それでは会務報告について、事務局より説明願ひます。
事務局 (角田局長)	【会務報告を朗読】
渡邊議長	それでは会務報告の補足を求めます。森本代理

1 番
(森本代理)

ありません。

渡邊議長

佐藤農地小委員長

2 番
(佐藤委員)

ありません。

渡邊議長

足立農業振興小委員長

3 番
(足立委員)

この総会に先立ちまして第2回農業振興小委員会を行い道内視察研修について検討しました。詳細につきましては議事終了後の連絡事項の中でより詳しく皆さんにお諮りしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

渡邊議長

みなさんの方から会務報告について何かありませんか。

全員

ありません。

渡邊議長

ないようですので会務報告につきまして承認されたものとします。
続きまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。11番河村繁美委員、11番七條光寛委員よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について事務局説明願ひます。

事務局
(飯島係長)

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について次のとおり、許可申請があったので審議願ひます。なお、許可相当と決した場合、農地法第4条第3項の規定に基づき北海道農業会議に意見聴取し、農業会議から許可相当の答申により農業委員会会長の専決により許可を行うこととする。令和元年7月8日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実

【議案第1号、議案書をもとに朗読と説明】

渡邊議長

この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

渡邊議長

位置図を見ると今回の申請地の〇〇にもバンカーサイロがはみ出ていますが、ここの地目は何ですか。

事務局 (飯島係長)	はみ出ている場所は雑種地で農地ではないところです。
渡邊議長	他にありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので、議案第1号は承認されたものとします。 次に議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明願います。
事務局 (飯島係長)	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について次のとおり、許可申請があったので審議願います。なお、許可相当と決した場合、農地法第5条第3項の規定に基づき北海道農業会議に意見聴取し、農業会議から許可相当の答申により農業委員会会長の専決により許可を行うこととする。令和元年7月8日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実 【議案第2号、議案書をもとに朗読と説明】
渡邊議長	この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので、議案第2号は承認されたものとします。 次に議案第3号農地等のあっせん申し出について事務局より説明願います。
事務局 (飯島係長)	議案第3号農地等のあっせん申し出について次のとおり、申し出があったので審議願います。令和元年7月8日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実 【議案第3号、議案書をもとに朗読と説明】
渡邊議長	それでは貸借番号1番の件につきまして意見質問を求めます。
7番 (上山委員)	この件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。
渡邊議長	ただ今、上山委員よりこの件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。

全員

はい。

渡邊議長

ないようですので、議案第3号は承認されたものとします。
以上をもちまして土幌町農業委員会第25回総会を閉会いたします。

午後1時45分 閉会